

うきは市立大石小学校 いじめ防止基本方針

《大石小学校いじめ防止基本方針の意義》

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県はいじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「大石小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

《いじめの定義》

- 2 この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応します。

《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

- 3 いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に当たります。

《いじめの未然防止》

- 4 児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・命の大切さや思いやりを学ぶ道徳の時間の充実(各学期に実施)
- ・命を大切にすることを育む体験活動の充実(栽培活動, 飼育活動, ボランティア活動の充実)
- ・学級活動の充実(「(2)ーイ よりよい人間関係の形成」の充実)
- ・校長や講師による命の大切さやいじめに関する講話の実施(集会活動等で)
- ・人間関係をつくる教育活動の実施(縦割り班活動の充実)
- ・いじめの防止等のための対策に関する校内研修の実施(各学期に1回実施)

《いじめの早期発見》

- 5 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」を活用した研修を実施
- ・月1回の生活アンケート、学期1回のいじめに特化したアンケートの実施
- ・相談ポスト等の活用（SOSを出しやすい雰囲気づくり）
- ・定期的な教育相談活動の実施(6月、10月、2月の教育相談月間、SCの活用)
- ・学期1回の「いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト」の実施
- ・連絡会での気になる子の情報交換(週1回を原則に適宜)
- ・相談・通報等を受けた時には、いじめ問題等対策委員会を開き、組織的な客観的な事実確認を行う。

《いじめへの対処》

- 6 いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また、教職員全員の共理解の下、保護者の協力を得て、学校相互間の連携を初め、関係機関・専門機関と連携し、対処します。謝罪をもって安易に解消とはせず、「いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月は止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2点が満たされていることを適切に見定め判断します。重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処していきます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- ・いじめ問題等対策委員会の月1回開催
- ・被害児童の権利利益を擁護するため、区域外通学や別室指導等の対応
- ・出席停止制度等の適切な運用
- ・いじめを行った児童及び周りの児童への指導の徹底及び再発防止の徹底
- ・学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会と連携し、いじめの問題の早期解決

《学校・家庭・地域と連携した取組》

- 7 地域全体で児童を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換と行動連携に努めます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・全保護者へのいじめ防止基本方針の周知
- ・いじめに関するリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布と内容の周知
- ・学級懇談会等での情報の共有と共通実践
- ・保護者対象の講演会を年1回実施

《組織の設置》

- 8 いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、複数の教職員、スクールカウンセラー、青少年健全育成関係者等からなる組織を設置し、定期的な協議を推進します。また、この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・スクールカウンセラーが入る、いじめ問題等対策委員会の実施
- ・いじめ問題等対策委員会において、月ごとの基本方針の実施状況の評価、点検の実施及び情報の共有

